	不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器（こんろ形態のものに限る。）	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下（１口当たり３kW以下）	80	0	—	0	
					—	0　注１注２	—	0　注１注２	
			こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8kW以下（１口当たり3.3kW以下）	80	0	—	0	
					—	0　注２	—	0　注２	
電気天火	不燃以外			２kW以下	10	4.5　注	4.5　注	4.5　注	注：排気口面にあっては10cmとする。
	不燃			２kW以下	10	4.5　注	—	4.5　注	
電子レンジ	不燃以外	電熱装置を有するもの		２kW以下	10	4.5　注	4.5　注	4.5　注	注：排気口面にあっては10cmとする。
	不燃	電熱装置を有するもの		２kW以下	10	4.5　注	—	4.5　注	
電気ストーブ（壁取付式及び天井取付式のものを除く。）	不燃以外	前方放射型		２kW以下	100	30	100	4.5	
		全周放射型		２kW以下	100	100	100	100	
		自然対流型		２kW以下	100	4.5	4.5	4.5	
	不燃	前方放射型		２kW以下	80	15	—	4.5	
		全周放射型		２kW以下	80	80	—	80	
		自然対流型		２kW以下	80	0	—	0	
電気乾燥器	不燃以外	食器乾燥器		１kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	不燃	食器乾燥器		１kW以下	0	0	—	0	
電気乾燥機	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機		３kW以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注１：前面に排気口を有する機器にあっては０cmとする。 注２：排気口面にあっては4.5cmとする。
	不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機		３kW以下	4.5　注１	0　注２	—　注２	0　注２	
電気温水器	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの		10kW以下	4.5	0	0	0	
	不燃	温度過昇防止装置を有するもの		10kW以下	0	0	—	0	

備考１　「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。

２　「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附　則

この省令は、平成二十七年四月一日から施行する。